大竹市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

新

 \Box

(目的)

第1条 大竹市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

【省略】

(事業)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること
 - (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
 - (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
 - (5) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

【省略】

(目的)

第1条 大竹市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

【省略】

(事業)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
 - (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
 - (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
 - (5) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

【省略】

大竹市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

新	IΒ
(協議会の委員)	(協議会の委員)
第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。	第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。
(1) 市長又はその指名する者	(1) 市長又はその指名する者
(2) 一般旅客自動車運送事業者	(2) 一般旅客自動車運送事業者
(3) 住民又は利用者の代表	(3) 住民又は利用者の代表
(4) 運輸支局長又はその指名する者	(4) 運輸支局長又はその指名する者
(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表	(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表
(6) 道路管理者	(6) 道路管理者
(7) 港湾管理者	(7) 大竹警察署長又はその指名する者
<u>(8)</u> 大竹警察署長又はその指名する者	(8) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
(9) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者	
【省略】	【省略】